

# あなたです 尖のあるくらしの見はり役

春季全国火災予防運動が実施されます

3月1日(水)～7日(火)



この運動は、火災の発生を未然に防ぐため、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災による、死傷事故や財産の損失を防ぎ、高齢者等の死者を大幅に減少させることを目的として実施されるものです。

火災のほとんどは、ちょっとした不注意や油断から発生しております。

わたしたちは、日ごろ忘れがちな防火上の注意事項を生活のルールとして習慣づけ、たいせつな財産を火災から守りましょう。

## 住宅防火いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

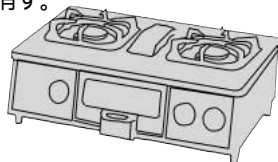
寝たばこはしない。



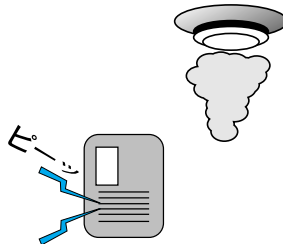
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



ガスこんろなどのそばを離れるときは、火を消す。



4つの対策



逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。



寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。



火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。



お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## = 危険物取扱者試験準備講習会のお知らせ =

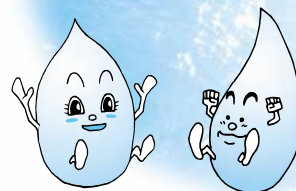
種別	期別	講習日	会場
甲種	1期	6月3日(土)、4日(日)	川越福祉センター
乙種 第4類	1期	4月15日(土)、16日(日)	埼玉県県民活動総合センター
	2期	4月23日(日)、24日(月)	川越福祉センター
	3期	4月30日(日)、5月1日(月)	熊谷市立勤労会館
	4期	6月11日(日)、12日(月)	埼玉県労働会館
	5期	6月17日(土)、18日(日)	春日部商工振興センター
	6期	6月24日(土)、25日(日)	深谷市産業会館
	7期	7月1日(土)、2日(日)	川越福祉センター
	8期	7月7日(金)、9日(日)	埼玉県県民活動総合センター

受講申請書申し込み先 白岡町消防本部 受講申請書は、消防本部で配布します。  
詳細について 消防課保安係 ☎92)1800 までお問い合わせください。



# 安全な水道水をお届けします

平成18年度「水質検査計画」



町では、皆さんに安全で安定した飲料水の供給ができるよう定期的に水質検査を行っています。

「平成18年度水質検査計画」についてお知らせします。

この水質検査計画は水道法に基づき、各水道事業者が策定し、情報提供を行うこととされています。

「水質検査計画」の主な項目等は、次のとおりです。

## 基本方針

- (1)検査地点は、水質基準が適用される給水栓のほか、浄水場の出入口及び水源とします。
- (2)検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。
- (3)検査頻度は、水道法及び当町における過去の検査結果などに基づいて、検査項目に応じて設定します。

## 白岡町水道事業の概要

### (1)給水概要

区 分	内 容
事業体の名称	白岡町水道事業
給水区域	白岡町全域
計画給水人口	50,000人
計画一日最大給水量	21,200m <sup>3</sup>
一日最大給水量	18,065m <sup>3</sup> (平成16年度実績)
一日平均給水量	13,391m <sup>3</sup> (平成16年度実績)

### (2)施設概要

町には、町の北東部に位置する高岩浄水場と南東部に位置する岡泉浄水場があり、自己水源として各浄水場系で各々4本ずつ計8本の深井戸を有しています。

## 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

町の水源である深井戸は、山林や農地等に囲まれた環境にあり、水質が汚染されるような状況にはありません。

水源は、深井戸による地下水と埼玉県から購入している県水を水道水として供給しており、その割合は、2割が地下水、8割が県水となっています。

水質については、過去5年間の水質検査の結果からは水質が悪化した兆候は見られず、飲用不適となる水質基準値の超過は見られません。

## 採水地点

採水地点は、給水栓を基本とし、各浄水場の配水系統を考慮し、浄水4地点、原水8地点とします。

## 検査項目及び検査頻度

### (1)検査項目

水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目(50項目)を始めとして、水道水の水質管理に必要な項目とします。

### (2)検査頻度

水道法及び当町における過去の検査結果などに基づいて、検査項目に応じて検査頻度を設定し、水質検査を実施します。

## 臨時の水質検査

水源等で、次に掲げるような状況により水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1)水質の著しい悪化及び水源に異常があった場合。
- (2)浄水処理の過程で異常があった場合。
- (3)過去の水質検査結果から著しい変動があり、水質基準値を超えるおそれがある場合。

## 水質検査方法

水質検査の中で、「毎日行う検査項目」については自己検査を実施し、それ以外の機器分析等を含む検査項目については、すべて水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託します。

## 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は、町のホームページに掲載するほか、水道課でも閲覧できます。

水質検査の結果については、「広報しらおか」に掲載するとともに、ホームページで公表します。(この水質検査計画は、4月1日(土)から実施することとなります。閲覧開始も4月1日(土)からとなります)

## 関係者との連携

水道水における水質汚染事故等が発生した場合には、埼玉県、近隣市町村、その他関係機関と連携し、情報交換を図り、迅速に対処します。

問合せ先 水道課施設係 ☎(92)1304